【令和5年2月版】 (横浜家庭裁判所)

〈連絡先等の届出書について〉

今後、裁判所があなた宛てに文書等を送ったり電話したりするために、送付先・電話番号を教えていただく必要があります。「連絡先等の届出書」に、上記事項を記載して、申立書等ともに裁判所に**必ず提出してください。**

一度届け出た連絡先等に変更が生じた場合には、再度、「連絡先等の届出書」を速やかに提出してください。

住居所、電話番号を知られたくないとき

「連絡先等の届出書」に記載した「書面の送付場所」、「電話での連絡先」、「送達場所の届出」のうち反対当事者等に知られたくない内容がある場合には、該当する欄の【□非開示希望】にチェックを入れ、「非開示の希望に関する申出書」を上にとじて提出してください。非開示の希望の申出があった項目は、原則として、反対当事者等に開示しません。

※「連絡先等の届出書」以外の書面には、反対当事者等に知られたくない住居所等は記載しないでください。資料の中に知られたくない住居所等が記載されているときは、その部分を黒塗り(マスキング)してコピーをとり、コピーの方を裁判所に提出してください。

送達場所の届出について

裁判所が送付する書面のほとんど(期日通知書等)は、普通郵便で送付場所宛てに送りますが、審判、決定及び調書の謄本等については、特別送達郵便(配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法)で送達する場合があります。

そのため、送達する場合の宛先となる場所を、下段の「送達場所の届出」欄に記載してください。記載するにあたっては、集合住宅の場合は、建物名・部屋番号まで、勤務先の場合は、社名・店名まで正確に記載してください。

なお、送達場所は、日本国内に限ります。

また、送達場所として届け出た場所に通常あなたがいない場合(実家など)で、 ほかの方に書面を受け取ってもらいたい場合には、その方を「送達受取人」として 届け出ることができます。

送達場所として届け出た場所宛てに裁判所が書面を送達したところ、不在や転居などの理由によりあなたが実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、注意してください。